

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
89	市政・行財政運営の透明 性確保と市民対話の徹底 に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				
【趣旨】 本市の行政運営において、市民への説明責任やプロセスへの疑念が噴出しています。 スケート場再配置問題において教育委員会が議事録を残していなかったずさんな実態や、社会福祉協議会への補助金増額に対して議会から附帯決議がつくなど、公金の使途に対する透明性が欠如しています。 また、市長宛ての「直行便」が事務方で不透明に選別・開封されている疑念や、市民の正当な意見に対して弁護士を使った過剰な対応をとるなど、対話を拒む姿勢は看過できません。 長浜まちづくりセンター、みどりかいかん等の井戸端会議でもこうした問題について厳しい指摘が寄せられたため、開かれた市政を実現すべく以下の事項を請願いたします。 【請願事項】 1. 市の重要な意思決定プロセスにおける議事録作成を徹底し、事後報告ではなく決定前に市民との対話を行う体制を再構築すること。 2. 社会福祉協議会をはじめとする民間・関連団体への補助金や委託料について、その費用対効果と責任の所在を明確にし、市民に透明化すること。 3. 市長直行便の不透明な事務方選別をやめ、市民の意見に対する弁護士等を使った過剰対応を改めること。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
90	回覧板のデジタル化に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				
【趣旨】 現在、地域コミュニティにおける情報共有の手段として回覧板が広く利用されていますが、住民のライフスタイルの多様化（共働き世帯の増加や不在がちな世帯の存在）により、「不在時に回覧板が止まってしまう」「次の人のために急いで回さなければならず、内容をゆっくり読む時間がない」「大量の書類を回すのが負担である」といった課題が生じています。 一方で、昨今はスマートフォンの普及に伴い、コミュニケーションアプリ「LINE」等を用いた情報伝達があちこちの自治体・地域で進行し、大きな成果を上げています。 つきましては、従来の回覧板による情報伝達を継続しつつも、「LINE での受取を希望する人」と「従来の回覧板での受取を希望する人」を明確に分け、希望者には LINE を用いたデジタル回覧板で情報配信を行うハイブリッド型の運用への移行を請願いたします。これにより、住民の精神的・肉体的負担を大幅に軽減し、より確実に迅速な情報共有体制を確立できると考えております。 【請願事項】 1. 回覧板受取方法の意向調査の実施 住民に対し、従来の「紙の回覧板」での受取を希望するか、「LINE（デジタル）」での受取を希望するか、選択制にするためのアンケート・意向調査を実施すること。 2. LINE を活用したデジタル回覧板の導入と運用 LINE での受取を希望した住民に対して、地域の連絡事項や配布物を画像・PDF 等のデータとして一斉配信できる仕組み（公式 LINE アカウントの開設など）を構築すること。 3. 効率的なハイブリッド運用の確立 LINE 移行組をスキップすることで紙の回覧板ルートを短縮し、双方の住民がストレスなく情報を把握できる効率的な運用ルールを策定すること。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
91	「不当要求行為認定」の 運用実態の調査及び是正 等を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				
【趣旨】 浜田市において、市民に対し「不当要求行為」を行ったとする認定がなされ、その認定を根拠として、市職員による説明拒否や対応制限等が行われている。 当該認定については、強要や不当要求行為の存在を裏付ける客観的記録、録音、映像、第三者確認資料等が存在しないにもかかわらず、教育委員会職員が作成した「不当要求行為等発生報告書」や「発生報告者からの意見」の「令和 7 年 6 月 5 日に長時間の対応を強要された」との主張を根拠として認定が行われている。 当該市民は、受け取った警告書に書かれた「強要行為及び不当要求行為」を一貫して否定した上で、「令和 7 年 6 月 5 日の実際のやり取りを記録した録音データ」や、「強要を行ったことがわかる記録が不存在であるという公文書不開示決定通知書」等の証拠を提出し、令和 8 年 4 月 22 日の市長、副市長との面談を含め、何度も市長に対して事実確認と必要な是正を求めている。 しかし、市長は「弁護士を通じてしか対応しないという趣旨を市が通知している」ことを理由に、認定の対象となる強要が無かったとして提出された録音等を確認しないまま認定を維持しており、一部職員の申告内容のみを採用して認定を固定化している疑いを生じさせるものである。 また、浜田市不当要求行為等防止対策要綱においては、認定に際し、客観的証拠の確認、双方への聞き取り等を必須とする規定が存在しない。実際に執行部は議会において「要綱に従って適切に認定している」と説明している。 しかし、市民に対し他の市民と異なる対応（弁護士を通じてしか対応しないなど）を決めるような不利益認定が、客観的検証や反論機会の保障を伴わないまま行われ得る制度であるとすれば、その運用は極めて恣意的となる危険を有する。 特に、一部職員による事実に基づかない申告のみを根拠として認定が行われ、それにより対象市民への説明拒否や対応制限が継続されることが許されるならば、行政内部の一方的判断のみで、例えば追求されたくないことや不合理な行政判断について説明を求める市民を排除・遮断し得る構造となり、市民の行政参加及び行政監視機能を著しく萎縮させるおそれがある。今回の事案においては、教育委員会スポーツ振興課の職員が、「強要された」と虚偽または重大な誤認による報				

告書を書いたことで、無実の市民を「不当要求を行った」と認定し差別的排除的対応を行っている。

そして、当該認定を理由として、市側が「弁護士を通じてしか対応しない」などの対応制限を継続することは、市民に対して強い心理的圧迫及び萎縮効果を与えるものであり、事実に基づかない一方的な認定と遮断は、不当要求行為等を防止する制度の趣旨を逸脱した、市民排除のための運用となってしまう。

このような制度や運用が許容されれば、市民は行政判断に異議を述べたり、説明を求めたり、改善案を提案すること自体を萎縮するおそれがあり、地方自治における市民参加及び行政監視機能にも重大な影響を及ぼし、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に真っ向から対立する。

また、浜田市教育委員会事務局職員は市が保有する令和7年6月5日の「強要があった」と市が認定した約40分間の通話の録音内容を確認した上で、「40分間の会話を聞いて、強要といえるような内容は認められない」と話している。浜田市不当要求行為等防止対策委員会は「強要された」と発生報告した職員の主張について当該録音の内容を確認していない。つまり、市長が正式に録音の確認を指示し、客観的事実を確認すれば、認定に誤りがあったことが明らかになる可能性が高い。

地方自治法の趣旨に照らせば、議会には執行機関を監視し、市政運営の適正を確保する責務がある。特に、市民に対する重大な不利益認定について、客観的根拠や適正手続が確保されているかを確認することは、議会による行政監視機能の重要な役割である。当該市民は令和7年10月に「不当要求行為、強要を行ったと認定したという内容の警告書」を受け取り、防災安全課に「いつの、どなたに対する、どの言動なのか」を尋ねた際、防災安全課長は「弁護士が説明する」と明言した。そのため、弁護士に問いあわせたところ、「説明する必要はない。」と説明を拒否された。「防災安全課長は弁護士が説明すると言ったが？」と伝えると、「市が何といったかは知らない。説明する必要はない。」と言われ、これまでに、いつ誰に対する、どの言動が強要や不当要求に該当すると判断したのか、説明を求めても一度も説明を受けていない。

不当要求と認定し、弁護士を通して連絡せよと通知している以上、その認定の対象となった事実について説明する責任は、浜田市にある。これが説明されず、当該市民が強要や不当要求について否定し、市長に証拠も提出し事実確認を求め、その後市の保有する録音を確認した市の職員は「強要と言える内容は確認できなかった」と話しているにもかかわらず、認定を維持し他の市民と違う扱いをするということは、無実の市民に危険人物というレッテルを貼り、不利益を与えても構わないという判断を市長がしていることになる。

今後、司法の場でこうした行政判断や運用の違法性が争われた場合、当時の報告書を書いた職員や不当要求認定を行った責任者、当時の市長、そして、事実確認の依頼を事実上無視している現在の市の幹部が裁判において証言を求められる可能性が高いが、現在の状況では市が合理的な説明を行うことは不可能と思われる。違法性や市民への損害が認定されるようになれば、市民からの市への信用が失墜するだけでなく、全国的にも不当な不当要求認定を行った市として有名にな

ってしまう可能性があり、当該市民は司法の場で争うことを望んでいない。

よって、浜田市議会に対し、「不当要求行為認定」の運用実態について、公平かつ客観的な調査・検証を行い、必要な是正を市に求めるよう請願する。

【請願事項】

1. 浜田市不当要求行為等防止対策要綱に基づく認定制度及びその運用実態について調査・検証を行うこと。
2. 市が認定した「強要」「不当要求」について客観的証拠の確認、反論機会、双方への聞き取り等を要しない制度設計が市民の権利利益を不当に侵害する危険を有していないか検証すること。
3. 当該認定制度が、市民への説明拒否や対応遮断の手段として利用されていないか調査すること。
4. 認定制度及び運用に問題が認められた場合には、要綱改正その他必要な是正措置を市に求めること。
5. 将来的な恣意的運用を防止するため、客観性、透明性及び適正手続を備えた制度整備を求めること。

市議会としてこのような状況について、まずは事実確認を行い、今後、不当な不当要求認定が行われないよう、また、すでに行われた認定に事実誤認や虚偽の報告等があり、対象事実が確認できない状態であるにも関わらず「強要があった」との認定や警告が行われたことが明らかになった場合、撤回、謝罪、関係者の処分等を含め、必要な是正措置および再発防止を執行部に求めることを請願する。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
92	防災体制の実効性向上と 避難環境の改善に関する 請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

近年、災害が激甚化・頻発化する中、本市においても災害への備えは急務です。しかし、指定避難所が危険地域にあるケースや、車椅子利用者のためのスロープに雨よけ屋根がないなど、避難環境の不備が多数指摘されています。

また、携帯電話の圏外地域の解消や、個人情報保護の壁による要支援者名簿の共有不足など、実態に即した対策が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、長浜まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも不安の声が多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【【請願事項】

1. 地域の情実に即した「マイ・タイムライン」策定の行政主導による支援と、市町村単位の局地的な気象情報発信を行うこと。
2. 避難所のバリアフリー化（雨よけ屋根の設置等）および、災害時に孤立を防ぐための通信環境（携帯圏外）の改善を進めること。
3. 個人情報保護の壁を越え、小さな町内会単位で要支援者の情報を共有し、個別の避難・救助計画を構築できる仕組みを作ること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
93	生活インフラの安全確保 と維持管理の負担軽減に 関する請願について (請願事項 1 総務委員会 付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から30年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。
2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。
3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討すること。

※請願事項1は総務委員会、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
94	自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について （請願事項2 総務委員会付託分）	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.6.2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

本市には、過去に多額の公金や補助金が投じられたにもかかわらず、現在その役割を果たさず放置されている未活用財産が多数存在します。

巨額の資金を投じて建設されながら自己破産により事業停止となった巨大な農業用ハウス（TC トマト跡地等）や、統廃合によって使われなくなった廃校の解体計画の遅れなど、「負の遺産」をそのまま放置しておくのは税金の無駄遣いです。

都川まちづくりセンター、みどりかいかん、井野まちづくりセンター、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも再活用を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地等）を放置せず、市民に公募・開放し、野菜作り等で有効活用できる仕組みを構築すること。
2. 廃校等の未活用施設についても、地域の危険箇所とならないよう早期の解体と市民のための跡地活用計画を迅速に進めること。

※請願事項1は産業建設委員会、2は総務委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
95	リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」は、島根県西部で 154 人、浜田市内で 65 人の卒業生が就職しており、地域の医療崩壊を防ぐために不可欠な存在となっています。さらに、市内に約 150 人の学生が居住し、教職員やその家族も含めると、浜田市に対して多大な経済効果をもたらしています。また、地域の中学生に勉強を教えたり、市の依頼で講演を行ったりするなど、地域への貢献活動も積極的に行われています。

しかしながら、同校は過去の赤字経営が響き、今年度から国の大学無償化制度の対象外となってしまう。その結果、昨年度は 70 名を集めた入学者が、今年度は 46 名に激減するという極めて厳しい経営状況に直面しています。

こうした窮状に対し、学校側は決してただ支援を待っているわけではありません。存続と経営再建に向け、防衛省や海外輸出を見据えた「ライパック」製造工場の設立や、インドネシアからの留学生を受け入れる特別目的会社（SPC）を通じた利益の還元といった、これまでにない大規模な自主財源確保の構想を模索しています。さらには、寄付による新たな学校設立構想など、学校存続のために並々ならぬ努力を続けています。

先日開催された三隅地域のまちづくり会議においても、住民側から「大切な学校だからしっかり公的支援をしてやってくれ」との声が上がりました。

つきましては、浜田市におかれましても、地域医療と経済を支え、自ら再建に向けた知恵を絞って努力を続ける同校の姿勢を評価し、その存続を助けるための援助を行っていただきたく、以下の通り請願いたします。

【請願事項】

1. リハビリテーションカレッジ島根が今後も浜田市において存続・発展できるよう、浜田市として速やかに適切な公的支援（補助金の交付等）を行うこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
96	高齢者等の移動支援拡充 および地域公共交通の利 便性向上に関する請願に ついて	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは2人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。

市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。
2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。
3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。

※請願事項1, 2は総務委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
97	仮称「100 円タクシー」 の趣旨を理解し、公的支 援（資金ではない）の検 討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

現在、当市をはじめとする地方都市においては、公共交通機関の縮小や高齢化の進展に伴い、自ら移動手段を持たない「交通弱者」への対応が喫緊の課題となっています。これに対し、高齢者が安価で利用でき、自宅から目的地まで移動可能な「ドア・ツー・ドア」の輸送サービス（通称：100 円タクシー／ボランティア互助移送）の仕組みは、極めて有効な解決策と考えられます。

本事業の最大の特徴は、単なる移動支援にとどまらず、地域の「退職者（シニア層）」を運転手（担い手）として巻き込む点にあります。退職後に一人暮らしとなりがちな高齢者が、運転ボランティアとして地域に貢献することで、社会的孤立を防ぎ、「他者と話し、感謝される機会」を創出します。これは、担い手自身の認知症予防や健康寿命の延長に直結するものです。

このように、「交通弱者の救済」と「シニア世代の生きがい・健康づくり」をセットで実現する仕組みを構築すべく、現在、検討およびスタートに向けた準備を進めております。また、浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」とも連携し、専門的な知見からシニア層の健康維持や運行管理のアドバイス等を受ける体制も模索しております。

しかしながら、こうしたボランティア主体の移送サービスを安全かつ持続可能に運営していくためには、法的な位置づけ（道路運送法上の許可・登録の要否確認）、安全管理、運行管理体制、万が一の事故への保険対応など、解決すべきいくつかの弱点や課題が存在します。

つきましては、民間や地域コミュニティの自助・共助のみに委ねるのではなく、行政による伴走型の課題チェックや、事業定着に向けた公的支援が必要不可欠であると考え、以下の通りお願いいたします。

【請願事項】

1. 仮称「100 円タクシー（ボランティア移送事業）」が持つ、交通弱者支援およびシニア層の健康寿命延長という多面的な効果・趣旨を深く理解し、市として前向きに評価すること。

2. 本事業の立ち上げおよび運行にあたり、道路運送法（自家用有償旅客運送等）上の課題整理、安全確保、運営上の弱点克服に向け、行政の専門部署による助言・指導などの伴走型支援を行うこと。

3. 将来的な持続可能性を見据え、先進地事例を参考に、補助金等の財政的支援や、関係機関との調整に対する公的支援の枠組みを検討すること。

法的な壁（白タク行為との境界線）

ガソリン代実費程度（100 円）であれば、道路運送法上の「白タク（無許可営業）」に該当しない

安全管理と事故時の責任追及 運転手がシニア層（退職者）中心となるため、「高齢運転者の安全確保」や「体調管理」のルール作りが必要

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
98	高齢者等の移動支援拡充 および地域公共交通の利 便性向上に関する請願に ついて	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				
【趣旨】 診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは2人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。 市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。 【請願事項】 1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。 2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。 3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。 ※請願事項1, 2は総務委員会、3は文教厚生委員会に付託				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
99	再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について	国府地区連合自治会 浜田市国府町 684 会長 宮木 竜一	沖田 真治 西田 清久 芦谷 英夫 佐々木 豊治 森谷 公昭	R8. 4. 13
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

浜田市において、再生可能エネルギー発電設備の設置が進む中、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るため、事業者に対し事前協議、住民説明及び適正な維持管理等を義務付ける条例を制定されるよう請願いたします。

【請願理由】

近年、再生可能エネルギーは脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みとして全国的に推進されております。一方で、その設置場所や規模によっては、地域の自然環境、防災機能、生活環境等に影響を及ぼす可能性があり、地域住民の不安や懸念が生じているのも事実であります。

過去には、開発行為に伴う排水対策の不備等により、地域住民や関係産業に影響を及ぼした事例もあり、事前の十分な協議と適切な制度整備の必要性が強く認識されております。

現在、浜田市においてはガイドラインの整備が検討されておりますが、ガイドラインは事業者に対する協力を求める指針にとどまり、法的拘束力を有するものではありません。そのため、事業者に対し確実な履行を求める制度としては限界があります。

一方、県内においても、松江市をはじめ、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定し、地域との調和を図る制度を整備する自治体が存在しております。また、全国の多くの自治体においても、条例による実効性ある制度の整備が進められております。このような状況を踏まえると、浜田市においても、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るためには、条例として明確な根拠を持つ制度を整備することが必要不可欠であります。

よって、浜田市議会におかれましては、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、必要な措置を講じられるよう請願いたします。

【請願事項】

再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るため、実効性ある条例の制定に向けた検討及び必要な措置を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
100	次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				
【趣旨】 次世代を担う子どもたちが安全で快適に学ぶ環境づくりは市政の最重要課題です。 しかし、小中学校の特別教室（音楽室等）には未だエアコンが設置されておらず、過酷な教育環境を強いられています。また、中学生以上がスケートボード等を安全に楽しめる場所がなく、子ども食堂についても開催頻度が少なく実効性に疑問の声が上がっています。 子育て世代包括支援センター、都川まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、長浜まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも要望が多く寄せられたため、以下の事項を請願いたします。 【請願事項】 1. 観光施設の空調整備等に多額の予算を投じる前に、小中学校の特別教室へのエアコン設置を最優先で進めること。 2. 中学生等がスケートボードやストリートバスケ等のアーバンスポーツを安全に楽しめる専用の施設を公式に整備・提供すること。 3. 子ども食堂について、毎日開催や弁当の活用など、本当に困窮している子どもを継続的に救える実効性のある支援策を検討すること。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
101	基幹産業の持続と若手担 い手育成、深刻な鳥獣被 害対策に関する請願につ いて (請願事項 3 文教厚生委 員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

本市の基幹産業である農林水産業は、高齢化と後継者不足により危機的状況にあります。耕作放棄地の増加や無計画な山林伐採は、イノシシやシカ等の深刻な鳥獣被害の温床となっており、「夜歩くのも怖い」という声も上がっています。また、アユやワタリガニ、素巻きといった100年先に残したい食文化の継承も危ぶまれています。

市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも担い手育成や環境保全を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 看護師支援と同様に、水産高校卒業生に対する「奨学金制度及び免除制度」や、農業の若手担い手に対する大胆な直接支援策を創設すること。
2. イノシシやシカ等の出没を防ぐため、遊休農地のマッチング制度を構築し、実効性のある強力な鳥獣被害対策を徹底すること。
3. 中学校の家庭科室などの施設を市民に柔軟に開放し、地域固有の郷土料理や食文化を次世代に伝承できる環境を整備すること。

※請願事項1、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
102	生活インフラの安全確保 と維持管理の負担軽減に 関する請願について (請願事項 3 文教厚生委 員会付託)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から30年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。
2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。
3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討すること。

※請願事項1は総務委員会、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
103	「道の駅 ゆうひパーク 浜田」の整備運営および 指定管理に関するお願い について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
【趣旨】 「道の駅ゆうひパーク浜田」の新たな整備運営計画や第一優先交渉権者との選定過程において、プロポーザル方式の不透明さに対し議会や市民から多数の懸念が示されています。地元産品の活用割合や地元住民の雇用率といった本市に対する「地元貢献の数値目標（KPI）」や、市への納付金額が極めて不明確であり、本当に市民が恩恵を受けられる施設となるのか深い懸念があります。都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん等の井戸端会議でも不安の声が寄せられたため、市民の貴重な財産を適切に運用すべく以下の事項をお願いいたします。 【請願事項】 1. 「ゆうひパーク浜田」の指定管理者選定過程において、地元雇用・産品活用等の明確な数値目標（KPI）や納付金額を、市民に開かれた形で厳格に精査・公開すること。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
104	道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者選定の白紙撤回及び再公募を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

【趣旨】

現在、浜田市が進めている道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者の選定について、優先交渉権者（株式会社第一ビルサービスを代表とする浜田まちおこし共同企業体）との契約手続き等を一旦白紙撤回し、ゼロベースから再公募のやり直しを行うことを求めます。

【請願の理由】

道の駅「ゆうひパーク浜田」は、長年にわたり浜田市の観光・産業の拠点として、また市民の憩いの場として重要な役割を果たしてきました。しかし、今回の次期事業者の選定プロセスや提示された事業計画には、看過できない重大な問題や矛盾が多く存在しており、このまま15年間という長期契約を推し進めることは浜田市の将来にとって大きな不利益をもたらすと考えます。その主な理由は以下の通りです。

1. 出発点からの不自然な対応と信頼関係の崩壊

今回の事業者選定にあたり、市は「公平なプロポーザル審査を行うため」という理由で、現運営会社（ゆうひパーク浜田株式会社）の株式を無償譲渡しました。この唐突な手続きの進め方により、30年にわたり施設を支えてきた現運営会社との間に強い不信感が生じ、初期段階から関係がこじれる結果を招きました。

2. 実体の不透明な共同企業体（JV）と、根拠に乏しい事業計画

優先交渉権者として選定された共同企業体から提出された事業収支計画は、大部分をテナントからの「家賃収入」に依存しているにもかかわらず、その家賃設定の詳細な明細や根拠が示されていません。自らリスクを負わずテナント任せにする、非常に不透明かつ脆弱な経営計画であると言わざるを得ません。

3. 高額な家賃設定による現テナントの撤退危機

現在、第一ビルサービス側が提示する家賃条件等を巡り、道の駅の主要テナントである道の駅

の主要テナントである現運営会社（モスバーガーや飲食店等を運営）との交渉が難航し、決裂の危機にあると報じられています。現テナントの撤退は、道の駅の魅力を著しく損なうだけでなく、「現施設の機能維持」という募集要項の前提すら崩れる事態です。

4. 市議会における「反対多数」という重い事実

本年（令和8年）2月に開催された浜田市議会の産業建設委員会において、この事業計画案に対する自由討議が行われた結果、「賛成3名、反対4名」と、計画の推進に反対する意見が上回りました。委員からは「利益誘導型の施設になる懸念」「議会の意見が反映されていない」「白紙に戻して再策定すべき」といった厳しい指摘が相次いでおり、市民の代表である議会の理解が得られていないことは明白です。

【結論】

現在、優先交渉権者が決定しているとはいえ、上記のように「家賃交渉の難航」「不十分な事業計画」「議会での反対多数」という多くの問題を抱えた状態で、無理に事業を強行すべきではありません。一時的に運営事業者が不在となる空白期間が数ヶ月生じたとしても、将来にわたって禍根を残すような不適切な契約を結ぶよりは遥かにましです。

道の駅「ゆうひパーク浜田」を、真に市民や利用者に愛され、地元事業者が活躍できる施設として再生させるためには、現在の選定結果に固執することなく、勇気を持って一度白紙に戻すべきです。そして、「本当に道の駅を良くしたい」と手を挙げてくれる事業者を、透明性の高い手続きで最初から探し直すことが最善の策であると確信いたします。

【請願事項】

1. 道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者に係る優先交渉権者の決定を白紙撤回すること。
2. 市民や議会の意見を十分に反映した上で、募集要項や選定基準を見直し、改めて透明で公正な再公募を実施すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
105	浜田駅前（三つ桜跡地等） の有効活用とグランドデ ザイン策定に関する請願 について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
【趣旨】 浜田駅前の一等地である「三つ桜跡地」等が、市に購入されたにもかかわらず、長期間にわたり明確な活用策が示されないまま「塩漬け状態」として放置されており、市民からは強い不満と不安の声が上がっています。 貴重な駅前を単なる空き地や駐車場とするのではなく、街に活気と収益をもたらす明確なビジョンが必要です。 市木まちづくりセンター、子育て世代包括支援センター等の井戸端会議においても賑わい創出への意見が寄せられたため、閉塞感を打破し市民の期待に応える街づくりを進めるため、以下の事項を請願いたします。 【請願事項】 1. 浜田駅前（三つ桜跡地等）について、大手チェーン店等が参入しやすい民間誘致など、明確にお金と賑わいを生み出すグランドデザインを市が主導して早期に示し実行すること。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
106	基幹産業の持続と若手担 い手育成、深刻な鳥獣被 害対策に関する請願につ いて (請願事項 1.2 産業建設 委員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

本市の基幹産業である農林水産業は、高齢化と後継者不足により危機的状況にあります。耕作放棄地の増加や無計画な山林伐採は、イノシシやシカ等の深刻な鳥獣被害の温床となっており、「夜歩くのも怖い」という声も上がっています。また、アユやワタリガニ、素巻きといった100年先に残したい食文化の継承も危ぶまれています。

市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも担い手育成や環境保全を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 看護師支援と同様に、水産高校卒業生に対する「奨学金制度及び免除制度」や、農業の若手担い手に対する大胆な直接支援策を創設すること。
2. イノシシやシカ等の出没を防ぐため、遊休農地のマッチング制度を構築し、実効性のある強力な鳥獣被害対策を徹底すること。
3. 中学校の家庭科室などの施設を市民に柔軟に開放し、地域固有の郷土料理や食文化を次世代に伝承できる環境を整備すること。

※請願事項1、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
107	自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について （請願事項 1 産業建設委員会付託分）	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

【趣旨】

本市には、過去に多額の公金や補助金が投じられたにもかかわらず、現在その役割を果たさず放置されている未活用財産が多数存在します。

巨額の資金を投じて建設されながら自己破産により事業停止となった巨大な農業用ハウス（TC トマト跡地等）や、統廃合によって使われなくなった廃校の解体計画の遅れなど、「負の遺産」をそのまま放置しておくのは税金の無駄遣いです。

都川まちづくりセンター、みどりかいかん、井野まちづくりセンター、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも再活用を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地等）を放置せず、市民に公募・開放し、野菜作り等で有効活用できる仕組みを構築すること。
2. 廃校等の未活用施設についても、地域の危険箇所とならないよう早期の解体と市民のための跡地活用計画を迅速に進めること。

※請願事項 1 は産業建設委員会、2 は総務委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
108	浜田漁港地域の排水処理 について調査と説明等を 求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
【趣旨】 浜田市において、浜田漁港エリアの事業所から排水処理施設で下水を処理する料金として、排水量に基づく請求を行うことになっているが、請求の実態が排水量にもとづいていないとの情報がある。これによれば、長年、排水量を上回る料金を請求され支払っている事業所が多く存在するとともに、中には排水量に満たない料金しか支払っていない事業所も存在し、ルールに基づかない運用により、非常に不公平が生じているだけでなく、総排水量を上回る処理料金を徴収していることになっている。 【請願事項】 1. 浜田漁港エリアの排水処理について、請求のルールを確認し、運用が一致しているのかの確認を求める。 2. 過剰に請求し支払ってきた事業者に対する返金や、過小に支払ってきた事業者に対する請求等、必要な措置の検討を市に求め、結果を議会に報告することを求める。 3. ルールに基づかず、排水量以上に処理料金を請求している実態がある場合、遡れる範囲での実態の説明、原因の究明、再発防止、是正措置、関係者の処分等の検討を市に求めることを求める。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
109	JF（漁協）関連施設等への公金投入と公平性の見直しに関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
【趣旨】 本市には多額の税金が投入されている大型公共施設が多数存在しますが、一部の施設において指定管理のあり方や費用対効果に対する不透明さが指摘されています。 特に、巨額の市費で建設された JF（漁協）関連施設等において、本来自ら建設・管理すべき施設を市が代行建設した上に、利用にあたって家賃の支払いが免除されている実態に対し、市民から厳しい批判が上がっています。 都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん等の井戸端会議でも厳しい指摘が寄せられたため、持続可能な行財政運営に向けて以下の事項を請願いたします。 【請願事項】 1. JF 関連施設等、多額の公金が投入されている施設における家賃免除等の優遇措置の実態を透明化し、その費用対効果と公平性を厳格に精査・見直すこと。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
110	生活インフラの安全確保 と維持管理の負担軽減に 関する請願について (請願事項 2 産業建設委 員会に付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
産業建設委員会				

【趣旨】

道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から 30 年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。
2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。
3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討すること。

※請願事項 1 は総務委員会、2 は産業建設委員会、3 は文教厚生委員会に付託